第68回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 平成28年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社　有沢製作所　　本社会議室

書面（議決権行使書）による議決権行使期限
平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで

目 次

招集ご通知
招集ご通知提供書面
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

株主総会参考書類
株主総会会場ご案内図

株式会社 有沢製作所

証券コード 5208

証券コード　5208
平成28年６月９日

株　主　各　位

新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社 有沢製作所
代表取締役社長　有　沢　悠　太

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

２．場　　所　新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社　有沢製作所　　本社会議室

３．目的事項

報告事項　１．第68期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第68期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件
第５号議案　ストック・オプションとして、使用人等に新株予約権を発行する件

4．招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.arisawa.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策の効果などを背景に緩やかに持ち直しの傾向が見られましたが、年初以降は急速な円高が進むなど不安定な状況となりました。また、欧州での景気低迷が依然続いていることや中国経済の成長鈍化による世界経済の減速もあり先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと当社グループにおいては、多機能携帯端末を主用途とした電子材料分野の売上は前年より減少しましたが、産業用構造材料分野の売上が増加したことにより、当連結会計年度の売上高につきましては、372億28百万円（前連結会計年度比1.0％減）となりました。

また、損益面につきましては、売上高は減少となったものの、コスト削減に努めたことから営業利益は29億57百万円（同0.7％増）、経常利益は為替差損の計上と持分法による投資利益の減少により35億10百万円（同22.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の減少により27億16百万円（同44.1％減）となりました。

②　設備投資の状況

当社グループでは、急速な技術革新や販売競争に対応すべく、発展成長分野に重点を置き集中して設備投資を行っており、当連結会計年度におきましては19億17百万円の設備投資を実施いたしました。

当連結会計年度における設備投資の主なものは、フレキシブルプリント配線板用材料を中心とする電子材料関連の生産設備９億59百万円、光学フィルムを中心とするディスプレイ材料関連の生産設備４億26百万円であります。

③　資金調達の状況

当連結会計年度におきましては記載すべき資金調達は行っておりません。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第65期（平成25年３月期）	第66期（平成26年３月期）	第67期（平成27年３月期）	第68期（平成28年３月期）（当連結会計年度）
売上高	26,999百万円	30,232百万円	37,589百万円	37,228百万円
経常利益	1,206	2,730	4,503	3,510
親会社株主に帰属する当期純利益	915	4,106	4,859	2,716
１株当たり当期純利益	26円16銭	117円22銭	137円85銭	76円40銭
総資産	48,751百万円	58,286百万円	65,766百万円	60,983百万円
純資産	37,359	44,492	48,829	48,297

■売上高

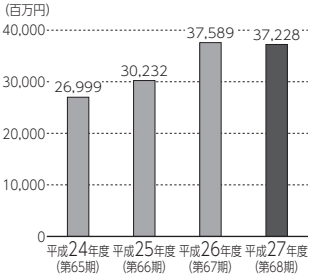

■経常利益

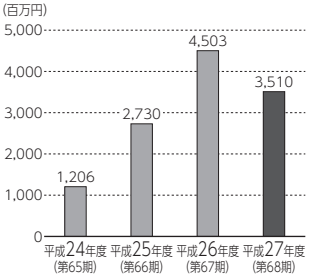

■親会社株主に帰属する当期純利益

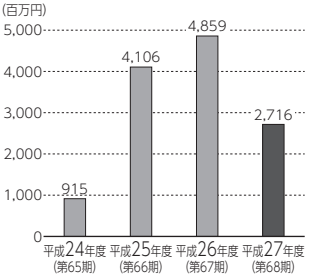

■1株当たり当期純利益

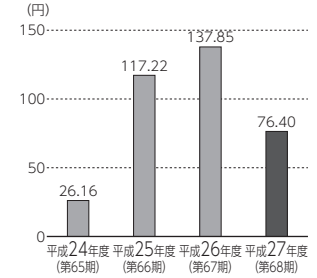

■総資産

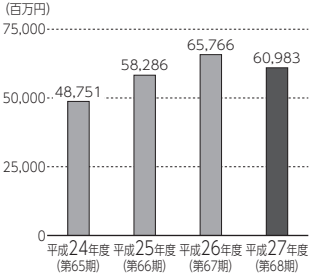

■純資産

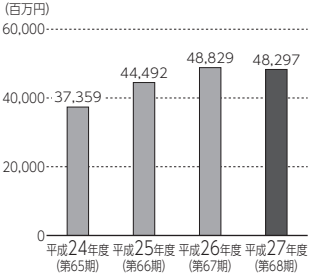

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権の所有割合	主な事業内容
新揚科技股份有限公司	1,006,377 千新台湾ドル	52.3%	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
松揚電子材料(昆山)有限公司	17,000 千米ドル	100.0 (100.0)	フレキシブルプリント配線板用材料の製造・販売
ThinFlex Technology Corporation (B.V.I.)	15,710 千米ドル	100.0 (100.0)	松揚電子材料(昆山)有限公司の持株会社
Protec Arisawa Europe, S.A.	1,670 千ユーロ	100.0 (100.0)	ＦＷ成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
Protec Arisawa America, Inc.	3,200 千米ドル	100.0 (100.0)	ＦＷ成形品(水処理用圧力容器)の製造・販売
カラーリンク・ジャパン株式会社	198百万円	97.2	特殊光学フィルムの製造・販売
アリサワファイバーグラス株式会社	100百万円	100.0	硝子・特殊繊維製織製品の製造
有沢総業株式会社	30百万円	100.0	樹脂製品の成形・加工 倉庫管理・物流業務

(注) 1．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含め12社であり、持分法適用関連会社は３社であります。

(4) 対処すべき課題

① 会社経営の基本方針

当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とし、

Ⅰ．新たな価値を提供し、顧客満足を高める。

Ⅱ．潜在ニーズを探求し、新たな事業を創り出す。

Ⅲ．海外事業を推進し、グループの総合力で企業体質を強化する。

Ⅳ．自らの安全を守り、ゼロ災を実現する。

を経営方針としております。

この経営方針の下、顧客満足度の向上、新製品開発のスピードアップ、徹底したコストダウンによる利益体質強化の推進により企業価値を創造し、会社の株主価値を高めていくことを目指しており、経営指標として新製品売上比率50%以上、営業利益率８%以上、ＲＯＡ５%以上を中長期的な経営目標としております。

② 中長期的な会社の経営戦略

既存製品の競争力強化による収益拡大と、新製品開発による新事業基盤の創出に取り組んでいきます。

・電子材料分野につきましては、情報端末機器、車載関連を中心に新製品開発を進めます。また、徹底したコストダウンを図るとともに連結子会社と連携し、競争力強化とシェアアップを目指します。
・産業用構造材料及び電気絶縁材料分野につきましては、航空機、水処理、重電機を中心に新製品開発と拡販を進め、堅実な利益体質の継続とシェアアップを目指します。
・ディスプレイ材料分野につきましては、医療、サイネージ関連を中心に新製品の早期市場投入を図っていきます。

③ 会社の対処すべき課題

当社グループは、既述の経営戦略をより早期かつ確実に達成するため、今後対処すべき課題として次のことを推進いたします。

・競争力のあるコスト体質を具現化するため、製造技術や材料選定の徹底的な見直しを図ります。
・Arisawa Production Systemを中心とした管理技術、固有技術の向上と個人の能力アップにより、徹底的な原価低減を図ります。
・製造・販売・技術の連携強化を推進し、効率的な事業運営を図ります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社16社及び関連会社５社で構成され、電子材料、産業用構造材料、電気絶縁材料、ディスプレイ材料を製造・販売しております。更に各事業に関連する商品の販売、物流及びその他のサービスの事業活動を展開しております。

区　分	主要な製品または役務	売上構成比（連結）
電子材料分野	プリント配線板用硝子クロス、フレキシブル及びリジットプリント配線板用材料、その他	60.2%
産業用構造材料分野	ＦＷ成形品、航空機用ハニカムパネル及びプリプレグ、その他	21.8
電気絶縁材料分野	硝子クロス・テープ、電気絶縁用プリプレグ、その他	8.6
ディスプレイ材料分野	反射防止フィルム、その他	6.7
関連商品分野	住宅用建材、引抜成形品、ＦＲＰスキーシート、その他	2.3
その他の分野	ゴルフ練習場経営、その他	0.4

(6) **主要な営業所及び工場**（平成28年３月31日現在）

株式会社有沢製作所	本　社	新潟県上越市南本町一丁目５番５号
	支　店	東京（台東区）
	工　場	南本町工場（新潟県）、中田原工場（新潟県）、中田原西工場（新潟県）
新揚科技股份有限公司	本　社	台湾　高雄市
松揚電子材料（昆山）有限公司	本　社	中国　昆山市
Protec Arisawa Europe, S.A.	本　社	スペイン　ムンギア市
Protec Arisawa America, Inc.	本　社	米国　カリフォルニア州
カラーリンク・ジャパン株式会社	本　社	新潟県　上越市
アリサワファイバーグラス株式会社	本　社	新潟県　上越市
有沢総業株式会社	本　社	新潟県　上越市

（注）　平成27年９月30日付で、大阪支店（大阪市）を閉鎖いたしました。

⑺ **使用人の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子材料分野	684（ 90）名	21名増（ 9名増）
産業用構造材料分野	280（ 45）	13名増（19名増）
電気絶縁材料分野	123（ 17）	8名増（ 5名増）
ディスプレイ材料分野	118（ 24）	2名増（ 1名増）
関連商品分野	1（ 2）	1名減（ 1名増）
その他の分野	41（ 8）	11名減（ 9名減）
全社（共通）	38（ 3）	－（ －）
合計	1,285（189）	32名増（26名増）

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
583（101）名	2名減（17名増）	41.5歳	17.8年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	1,113,140千円
（中国）華一銀行 （注）	557,076
株式会社第四銀行	400,000

（注） 松揚電子材料(昆山)有限公司による借入金であり、同社の決算日（平成27年12月31日）現在の残高であります。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　130,000,000株
② 発行済株式の総数　35,611,124株
③ 株主数　16,630名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱瓦斯化学株式会社	1,472,166株	4.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,118,300	3.14
株式会社八十二銀行	1,000,930	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	906,800	2.54
有限会社有沢建興	834,338	2.34
株式会社第四銀行	628,903	1.76
有沢栄一	616,046	1.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	563,660	1.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	530,536	1.49
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	472,171	1.32

（注）１．持株比率は、自己株式（6,215株）を控除して計算しており、小数点第２位未満を切り捨てて表示してあります。
２．三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、三菱瓦斯化学株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式966,306株（持株比率2.71％）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります。）。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行回次 発行決議日	新株予約権の数 目的となる株式の数	権利行使期間	１株当たりの 行使価額	保有者数
第19回新株予約権 平成25年６月27日	700個 70,000株	平成27年７月１日～ 平成30年６月30日	569円	5名
第21回新株予約権 平成26年６月26日	780個 78,000株	平成28年７月１日～ 平成31年６月30日	741円	5名
第23回新株予約権 平成27年６月26日	780個 78,000株	平成29年７月１日～ 平成32年６月30日	867円	5名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,414個（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の数

241,400株

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり86,700円（１株当たり867円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成29年７月１日から平成32年６月30日まで

・新株予約権の行使の条件

1.権利行使時においても、当社取締役、顧問、従業員または当社子会社の取締役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。

2.権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	2,149個	214,900株	176名
子会社の役員及び使用人	265個	26,500株	20名

③ その他新株予約権に関する重要な事項

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行回次 発行決議日	新株予約権の数 目的となる株式の数	権利行使期間	1株当たりの 行使価額	保有者数
第４回新株予約権 平成17年６月29日	277個 27,700株	平成17年８月１日～ 平成37年７月31日	1円	2名

（注） 退職慰労金の打ち切り支給が認められた取締役６名に対し、金銭による支給に代えて、付与した新株予約権であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	有沢　三治	最高経営責任者（ＣＥＯ） 株式会社プロテック インターナショナル ホールディングス 代表取締役社長 Protec Arisawa Europe, S.A.　Director and Chairman
代表取締役社長	有沢　悠太	社長執行役員　最高執行責任者（ＣＯＯ）
取締役	渡辺　雄一	専務執行役員　製造部担当
取締役	三輪　卓	専務執行役員　電子材料技術部、電絶・複合材料技術部、電子材料製造技術部担当
取締役	戸田　良彦	常務執行役員　光学材料営業部、回路材料営業部、電絶・複合材料営業部、東京支店担当 有沢樹脂工業株式会社　代表取締役社長
取締役	後藤　克誓	
取締役	髙下　悦仁郎	
常勤監査役	太田　耕治	
監査役	齊藤　明雄	株式会社八十二銀行　常勤監査役
監査役	田中　信也	株式会社第四銀行　常勤監査役

（注）１．取締役の後藤克誓及び髙下悦仁郎の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役の齊藤明雄及び田中信也の両氏は、社外監査役であります。
３．取締役の高島幸男氏は平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
４．当社は、後藤克誓及び髙下悦仁郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．代表取締役社長の有沢悠太氏は、代表取締役会長有沢三治氏の実子であります。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (2)	193,052千円 (6,234)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	15,840 (3,612)
合計 （うち社外役員）	11 (4)	208,892 (9,846)

（注）1．上記には、平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

2．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、平成16年６月29日開催の第56回定時株主総会において月額30,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、平成16年６月29日開催の第56回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

5．取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、平成22年６月29日開催の第62回定時株主総会において、年額50,000千円の範囲で、新株予約権の個数1,000個、目的となる株式は普通株式100,000株を１年間の上限として、付与できることを決議いただいております。

6．上記の支給額には、業務執行にあたる取締役６名に対するストック・オプションによる報酬額13,886千円が含まれております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された11回の取締役会におきまして、社外取締役の後藤克誓、髙下悦仁郎の両氏はそれぞれ10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外監査役の齊藤明雄氏は９回、田中信也氏は８回に出席し、適宜質問し意見を述べております。

監査役会は、当事業年度に10回開催され、社外監査役の齊藤明雄、田中信也の両氏ともその全てに出席し、監査役の職務の執行に関して適宜必要な意見の表明を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役の後藤克誓、髙下悦仁郎、社外監査役の齊藤明雄、田中信也の４氏のいずれも、同法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,600千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,600

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象　新日本有限責任監査法人

ロ．処分内容　2016年１月１日から2016年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ．処分理由　・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、平成27年５月８日開催の当社取締役会の決議により内容を全面改定しております。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社では、グループ全体を網羅する「グループ企業行動指針」を定め、その指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び定款の定めに沿って文書管理規程を制定し、適切な保存・管理する体制を構築する。

③ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行なうほか、関係会社管理規程を制定し、その定めに沿って取締役会議事録及び重要事項の報告を義務づける体制を確保する。

④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理するため、個々のリスクに応じた管理規程を制定し、その規程を遵守することによりリスクの軽減化を図る体制を確保する。

⑤ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備する他、グループ共通の会計管理システムの導入等、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制を確保する。

⑥　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、監査目的に必要な知識・経験等を勘案して使用人を配置する。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

⑦　当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、当社グループの経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役に報告する体制を確保する。また、監査役が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱を禁止した内部通報制度を継続する。

⑧　当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役が職務遂行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑨　その他当社監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社監査役は定期的に子会社の取締役から報告を受けるとともに、子会社の監査役より報告を受ける等、随時連携し企業集団における適正な監査を実施する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況、運用状況を継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。

⑪　反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社子会社では、「グループ企業行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

コンプライアンスについては、当社及び当社子会社の使用人を対象にコンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習を定期的に開催し、コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、「コンプライアンス委員会規程」に基づくコンプライアンス委員会を定期的に開催し、その結果を取締役会に報告しコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。また、「ホットライン規程」により通常の報告ルートと異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。さらに、内部監査室が作成した監査計画書に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しています。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査室が評価を実施し、業務の適正性、効率性の確保に努めております。

当社及び当社子会社の事業の報告については、内部監査室による監査結果を含め、定期的に当社取締役会や社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題が生じた場合には関係部署への指示を適時行っております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容と当社財産の有効な活用及び適切な企業集団の形成ならびにその他の基本方針の実現に資する取組み

当社は明治42年の創業以来、一貫してユーザーニーズにお応えしながら技術革新と製品開発に取り組み、当社独自の「織る、塗る、形づくる」技術を構築し、良好な労使関係のもと、企業価値の向上に努めてまいりました。当社取締役会はこの歴史と蓄積された技術を育み続けるとともに、これらの企業価値を理解し、長期的に育成し、向上させる義務があると考えております。

これに基づき、当社グループは「創造・革新・挑戦」を基本とした経営方針により、安全と品質の向上を第一に掲げ、新たな事業基盤と新市場を創出し、利益体質の強化を推進することを目指しております。

② 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

近年の株式市場においては対象となる会社の株主あるいは経営陣に対して充分な説明や協議の手続きを経ることなく大量の株式の買付を強行する等の買収手法も見受けられ、ややもすると企業価値の喪失、株式売却の強要等、株主利益の侵害とも取れるものも少なくありません。

このためには買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対して遵守すべきルール・手続きを提示することにより、必要かつ充分な情報の開示と、買付提案の検証及びその検討のための期間を確保する必要があると判断し、当社定款に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を策定し、平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会でご承認いただいております。

本ルールに基づいて、株主意思確認の株主総会等において対抗策の発動が承認された場合、買付者が本ルールを遵守しない場合及び当社株式の大量取得行為その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が当社の企業価値を毀損することが明らかな場合は、本ルールに従って対抗策が発動されることになります。

（本ルールの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.arisawa.co.jp/）をご参照ください。）

③　上記の取組みが、基本方針に従い、当社の企業価値及び株主の共同の利益を損なうものでなく、かつ、役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、株式を上場し投資家の皆様に当社株式の自由な売買を行っていただくなかで、当社取締役会の意に反して行われる大規模買付行為、あるいは当社の支配権の移転を伴う買付提案におきましても、企業価値の向上により株主の皆様全体の利益となるものについては、当社取締役会としてこれを否定すべきでなく、最終的には当社の株主全体の判断に基づき行われるべきものと考えております。

このような買付が行われた場合は、株主の皆様が適切な判断を下されるために、買付者から詳細な情報の提供を受け株主の皆様に充分な情報の開示を行うとともに、当社取締役会としての意見表明を行い、株主の皆様にどちらの主張が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に結びつくかを、株主総会等で直接意思表示していただくことが最善の方策と考えており、本ルールでは次のように定めております。

イ．株主の皆様の直接決議による判断

本ルールは、買付者が本ルールを遵守しない場合等を除き、買付者による買付提案の受け入れの可否について、株主の皆様に直接判断いただくものであります。この株主意思の確認手続きにあたって、取締役が自らの保身のための個別勧誘等を行うことはほぼ不可能であり、取締役の恣意的な意向が入り込む余地はありません。

ロ．取締役会判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思の確認を行わずに対抗策を発動できるのは、本ルール違反や企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかな場合に限定しておりますとともに、有効期間を約２年とするいわゆるサンセット条項を付しております。

したがいまして、当社取締役会は、この「会社の支配に関する基本方針」が当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の利益を損なうものではないと考えます。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**25,882,537**	**流動負債**	**10,862,462**
現金及び預金	5,696,007	支払手形及び買掛金	5,244,736
受取手形及び売掛金	11,607,009	短期借入金	2,552,958
有価証券	524,700	１年内返済予定の長期借入金	241,740
商品及び製品	3,028,471	リース債務	17,358
仕掛品	1,421,715	未払法人税等	97,872
原材料及び貯蔵品	2,502,049	繰延税金負債	7,427
繰延税金資産	248,778	賞与引当金	462,616
その他	1,092,322	役員賞与引当金	6,707
貸倒引当金	△238,517	製品保証引当金	50
固定資産	**35,101,443**	その他	2,230,994
有形固定資産	**11,281,385**	**固定負債**	**1,823,804**
建物及び構築物	5,710,983	長期借入金	1,041,600
機械装置及び運搬具	3,287,095	リース債務	76,191
土地	1,449,869	繰延税金負債	163,656
建設仮勘定	434,884	退職給付に係る負債	421,983
その他	398,551	資産除去債務	58,319
無形固定資産	**68,407**	その他	62,053
その他	68,407	**負債合計**	**12,686,266**
投資その他の資産	**23,751,650**	**純資産の部**	
投資有価証券	23,136,324	**株主資本**	**43,914,345**
長期貸付金	211,483	資本金	7,294,347
繰延税金資産	132,400	資本剰余金	6,406,366
その他	465,928	利益剰余金	30,217,301
貸倒引当金	△194,485	自己株式	△3,670
		その他の包括利益累計額	**1,760,101**
		その他有価証券評価差額金	647,068
		為替換算調整勘定	1,204,968
		退職給付に係る調整累計額	△91,934
		新株予約権	**117,201**
		非支配株主持分	**2,506,066**
		純資産合計	**48,297,714**
資産合計	**60,983,980**	**負債純資産合計**	**60,983,980**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**37,228,397**
売上原価		**30,147,045**
売上総利益		**7,081,351**
販売費及び一般管理費		**4,124,128**
営業利益		**2,957,223**
営業外収益		
受取利息	364,592	
受取配当金	113,175	
持分法による投資利益	444,170	
その他	275,926	1,197,864
営業外費用		
支払利息	97,769	
為替差損	343,139	
その他	203,689	644,598
経常利益		**3,510,488**
特別利益		
固定資産売却益	940	
投資有価証券売却益	843,570	
その他	37,140	881,650
特別損失		
固定資産売却損	1,559	
減損損失	23,332	
投資有価証券売却損	87,479	
損害賠償金	174,713	
訴訟関連損失	152,759	
その他	24,938	464,782
税金等調整前当期純利益		**3,927,357**
法人税、住民税及び事業税	696,707	
法人税等調整額	285,971	982,678
当期純利益		**2,944,678**
非支配株主に帰属する当期純利益		228,537
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,716,140**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,262,490	6,374,513	28,758,169	△3,022	42,392,150
当連結会計年度変動額					
新株の発行	31,857	31,853			63,710
剰余金の配当			△1,241,813		△1,241,813
親会社株主に帰属する当期純利益			2,716,140		2,716,140
自己株式の取得				△647	△647
連結子会社株式の取得による持分の増減			△15,195		△15,195
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	31,857	31,853	1,459,131	△647	1,522,194
当連結会計年度末残高	7,294,347	6,406,366	30,217,301	△3,670	43,914,345

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2,446,431	1,099,998	182,611	3,729,041	84,479	2,624,013	48,829,685
当連結会計年度変動額							
新株の発行							63,710
剰余金の配当							△1,241,813
親会社株主に帰属する当期純利益							2,716,140
自己株式の取得							△647
連結子会社株式の取得による持分の増減							△15,195
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,799,362	104,969	△274,546	△1,968,939	32,721	△117,947	△2,054,166
当連結会計年度変動額合計	△1,799,362	104,969	△274,546	△1,968,939	32,721	△117,947	△531,971
当連結会計年度末残高	647,068	1,204,968	△91,934	1,760,101	117,201	2,506,066	48,297,714

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　12社

・主要な連結子会社の名称　新揚科技股份有限公司
松揚電子材料（昆山）有限公司
ThinFlex Technology Corporation （B.V.I.）
Protec Arisawa Europe, S.A.
Protec Arisawa America, Inc.
カラーリンク・ジャパン株式会社
アリサワファイバーグラス株式会社
有沢総業株式会社

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　有沢電子（大連）有限公司
株式会社アスナ

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数
3社

・主要な会社等の名称　株式会社ポラテクノ
和詮科技股份有限公司
DDD Group plc

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　有沢電子（大連）有限公司
菱有工業株式会社

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち新揚科技股份有限公司、松揚電子材料（昆山）有限公司、ThinFlex Technology Corporation（B.V.I.）、Protec Arisawa Europe,S.A.及びProtec Arisawa America,Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　総平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・　商品、製品、半製品、仕掛品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

・　原材料、貯蔵品　　当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～31年

機械装置及び運搬具　４～９年

ロ．無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　一部の連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ニ．製品保証引当金　顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる金額を合理的に見積もり計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ハ．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

ニ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」（当連結会計年度は、58,986千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定資産除却損」（当連結会計年度は、15,280千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資有価証券評価損」（当連結会計年度は、9,657千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産		
現金及び預金	523,754千円	（　　－千円）
受取手形及び売掛金	16,445千円	（　　－千円）
建物及び構築物	3,467,027千円	（3,128,696千円）
機械装置及び運搬具	884,864千円	（ 884,864千円）
有形固定資産「その他」	28,309千円	（ 28,309千円）
土地	266,900千円	（ 199,583千円）
投資その他の資産	53,664千円	（　　－千円）
計	5,240,966千円	（4,241,453千円）
担保付債務		
短期借入金	1,973,518千円	（ 800,000千円）
１年内返済予定の長期借入金	184,900千円	（ 184,900千円）
長期借入金	300,000千円	（ 300,000千円）
計	2,458,418千円	（1,284,900千円）

上記のうち（　）内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　39,077,370千円

(3) 偶発債務

重要な訴訟事件

連結子会社である株式会社有沢建販（以下、同社）は岡山大建工業株式会社（現大建工業株式会社）より、同社が納入したキッチン用パネルが施工後に剥離する現象が発生したため、平成24年2月9日付で損害賠償請求訴訟（請求金額1,720百万円）の提起を受けました。当該訴訟につきましては、その後の請求の変更申立により、請求額は4,824百万円に変更されておりましたが、平成27年10月９日付で裁判上の和解が成立しました。

(4) 受取手形割引高　979千円

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	5,800,000千円
借入実行残高金	1,090,000千円
差引額	4,710,000千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35,485,824株	125,300株	－株	35,611,124株

（注）発行済株式の増加株式数125,300株は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,432株	783株	－株	6,215株

（注）自己株式の増加株式数783株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年６月26日開催の第67回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,241,813千円
・１株当たり配当金額　35円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成28年６月24日開催の第68回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　818,912千円
・１株当たり配当金額　23円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月27日

配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年６月29日株主総会決議分	平成23年６月29日株主総会決議分	平成24年６月28日株主総会決議分	平成25年６月27日取締役会決議分	平成25年６月27日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	27,700株	35,400株	50,800株	80,000株	185,400株
新株予約権の数	277個	354個	508個	800個	1,854個

（注）　権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき必要な資金を主に銀行借入で調達すると共に、余剰資金については流動性の高い金融資産で運用を行っており、デリバティブ取引については外貨建ての営業債権債務に対して為替の変動リスク回避を目的にその範囲内の規模で先物為替予約取引に限定して行うなど、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

・営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在すると共に、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

・有価証券及び投資有価証券は、主に純投資を目的としたものと、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

・営業債務である支払手形及び買掛金は、主に４ヶ月程度の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

・借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。なお、金利は固定金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

・受取手形及び売掛金は、営業部門が取引先ごとに与信限度額を設定し、期日及び残高を管理すると共に、取引先の状況を把握し、回収懸念の早期把握や低減を図っております。

・資金運用を目的とした有価証券及び投資有価証券については、格付の高い債券を対象としており、信用リスクの低減に努めております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

・一部の外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

・有価証券及び投資有価証券については、市況や取引関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・先物為替予約の取引の執行・管理については、担当部門が決裁担当者の承認の下に行い、対象となる債権債務の範囲内であること等の妥当性を確認しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（約定期日に支払が実行できなくなるリスク）の管理

・当社は流動性リスクに備え、機動的な資金調達のため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。

・資金の調達においては、事業計画、設備投資計画に基づいて資金計画を作成・更新し手元流動性の維持等により流動性リスクに備えております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 現金及び預金	5,696,007	5,696,007	－
(2) 受取手形及び売掛金	11,607,009	11,607,009	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	23,110,305	22,449,844	△660,461
資産計	40,413,322	39,752,861	△660,461
(1) 支払手形及び買掛金	5,244,736	5,244,736	－
(2) 短期借入金	2,552,958	2,552,958	－
(3) 長期借入金 ※	1,283,340	1,294,843	11,503
負債計	9,178,907	9,190,410	11,503

※　１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	550,719

これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　1,282円81銭
(2) 1株当たり当期純利益　　76円40銭

8．その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
新潟県上越市	ディスプレイ材料製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他

当社グループは、種類別セグメントを基礎に、主として品種を束ねた製品群により資産のグルーピングを行っております。また、賃貸用資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、製品等の市場価格等の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（23,332千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物11,686千円、機械装置及び運搬具9,601千円、土地1,799千円、その他244千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づき評価しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**15,958,409**	**流動負債**	**6,610,736**
現金及び預金	1,833,846	支払手形	1,149,842
受取手形	478,109	買掛金	2,027,920
売掛金	6,929,299	電子記録債務	747,814
電子記録債権	30,747	短期借入金	1,274,900
有価証券	524,700	未払金	675,755
商品及び製品	1,908,386	未払費用	81,636
仕掛品	1,011,422	未払法人税等	17,595
原材料及び貯蔵品	861,653	前受金	1,585
前払費用	57,747	預り金	24,580
繰延税金資産	147,087	賞与引当金	302,657
未収収益	148,404	その他	306,448
関係会社短期貸付金	2,304,626	**固定負債**	**732,923**
その他	313,175	長期借入金	300,000
貸倒引当金	△590,796	リース債務	1,531
固定資産	**24,144,535**	繰延税金負債	45,549
有形固定資産	**7,527,259**	退職給付引当金	304,624
建物	3,991,217	資産除去債務	28,167
構築物	197,537	その他	53,051
機械及び装置	1,531,787	**負債合計**	**7,343,660**
車両運搬具	13,640	**純資産の部**	
工具器具備品	100,805	**株主資本**	**31,978,947**
土地	1,265,075	**資本金**	**7,294,347**
リース資産	2,074	**資本剰余金**	**6,406,366**
建設仮勘定	425,121	資本準備金	6,406,366
無形固定資産	**45,472**	**利益剰余金**	**18,281,903**
ソフトウェア	35,156	利益準備金	748,262
その他	10,316	その他利益剰余金	17,533,641
投資その他の資産	**16,571,802**	固定資産圧縮積立金	22,434
投資有価証券	14,025,849	別途積立金	14,020,000
関係会社株式	2,337,837	繰越利益剰余金	3,491,206
長期貸付金	172,045	**自己株式**	**△3,670**
長期前払費用	130,379	**評価・換算差額等**	**663,135**
その他	100,176	その他有価証券評価差額金	663,135
貸倒引当金	△194,485	**新株予約権**	**117,201**
		純資産合計	**32,759,284**
資産合計	**40,102,944**	**負債純資産合計**	**40,102,944**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**25,793,754**
売上原価		**22,126,408**
売上総利益		**3,667,345**
販売費及び一般管理費		**2,267,309**
営業利益		**1,400,035**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,002,914	
その他	489,125	1,492,040
営業外費用		
支払利息	7,778	
為替差損	143,991	
賃貸費用	138,291	
その他	59,281	349,343
経常利益		**2,542,732**
特別利益		
固定資産売却益	99	
投資有価証券売却益	763,431	
その他	5,691	769,223
特別損失		
減損損失	23,332	
投資有価証券評価損	134,762	
損害賠償額	174,713	
その他	81,417	414,225
税引前当期純利益		**2,897,730**
法人税、住民税及び事業税	390,281	
法人税等調整額	287,812	678,094
当期純利益		**2,219,636**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金(注)２	利益剰余金合計		
当期首残高	7,262,490	6,374,513	748,262	16,555,818	17,304,080	△3,022	30,938,061
当期変動額							
新株の発行	31,857	31,853					63,710
剰余金の配当				△1,241,813	△1,241,813		△1,241,813
当期純利益				2,219,636	2,219,636		2,219,636
自己株式の取得						△647	△647
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	31,857	31,853	－	977,823	977,823	△647	1,040,885
当期末残高	7,294,347	6,406,366	748,262	17,533,641	18,281,903	△3,670	31,978,947

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,423,890	84,479	33,446,432
当期変動額			
新株の発行			63,710
剰余金の配当			△1,241,813
当期純利益			2,219,636
自己株式の取得			△647
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,760,754	32,721	△1,728,033
当期変動額合計	△1,760,754	32,721	△687,147
当期末残高	663,135	117,201	32,759,284

（注）　１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

（注）　2．その他利益剰余金の内訳は次のとおりであります。

（単位：千円）

	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	23,307	10,520,000	6,012,510	16,555,818
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立	508		△508	－
固定資産圧縮積立金の取崩	△1,380		1,380	－
別途積立金の積立		3,500,000	△3,500,000	
剰余金の配当			△1,241,813	△1,241,813
当期純利益			2,219,636	2,219,636
当期変動額合計	△872	3,500,000	△2,521,304	977,823
当期末残高	22,434	14,020,000	3,491,206	17,533,641

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　総平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、半製品、仕掛品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料、貯蔵品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～31年
機械及び装置	８～９年

② 無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

①　退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4) 及び事業分離等会計基準第57－４項(4) に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「固定資産除却損」（当事業年度は5,211千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保提供資産

建物	3,000,858千円	(3,000,858千円)
構築物	127,838千円	(127,838千円)
機械及び装置	884,864千円	(884,864千円)
工具、器具及び備品	28,309千円	(28,309千円)
土地	266,900千円	(199,583千円)
計	4,308,770千円	(4,241,453千円)

担保付債務

短期借入金	800,000千円	(800,000千円)
1年内返済予定の長期借入金	184,900千円	(184,900千円)
長期借入金	300,000千円	(300,000千円)
計	1,284,900千円	(1,284,900千円)

上記のうち（ ）内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 32,896,168千円

(3) 保証債務

関係会社の仕入債務及び契約履行に対する保証債務

・株式会社有沢建販（仕入債務）	3,501千円
・Protec Arisawa America, Inc.（製品保証）	25,147千円
・Protec Arisawa Europe, S.A.（製品保証）	81,646千円
・和詮科技股份有限公司（借入保証）	42,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	719,267千円
② 短期金銭債務	517,259千円

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	5,800,000千円
借入実行残高金	1,090,000千円
差引額	4,710,000千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,014,192千円
② 仕入高	3,545,188千円
③ 営業取引以外の取引高	236,065千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,432株	783株	－株	6,215株

（注）自己株式の増加株式数783株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失累計額	478,426千円
貸倒引当金	239,610千円
投資有価証券評価損	311,745千円
退職給付引当金	93,105千円
賞与引当金	92,915千円
たな卸資産評価損	88,536千円
その他	215,502千円
繰延税金資産小計	1,519,841千円
評価性引当額	△1,116,128千円
繰延税金資産合計	403,713千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△291,016千円
固定資産圧縮積立金	△9,857千円
資産除去債務	△1,301千円
繰延税金負債合計	△302,174千円
繰延税金資産の純額	101,538千円

（注）当事業年度における繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	147,087千円
固定負債－繰延税金負債	△45,549千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	32.8%
（調整）	
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△5.2%
評価性引当額の増減	△4.2%
特別税額控除	△2.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.4%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に公布され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1％から平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,258千円減少し、法人税等調整額が18,524千円、その他有価証券評価差額金が15,266千円、それぞれ増加しております。

8．関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社プロテックインターナショナルホールディングス	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注）1	1,618,899	短期貸付金	1,618,899
				資金の返済	1,613,522		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2．子会社への貸倒懸念債権に対し、414,392千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において146,688千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　916円79銭
（2）1株当たり当期純利益　62円43銭

10. その他の注記

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
新潟県上越市	ディスプレイ材料製造設備	建物、機械及び装置、土地等

当社は、種類別セグメントを基礎に、主として品種を束ねた製品群により資産のグルーピングを行っております。また、賃貸用資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、製品等の市場価格等の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（23,332千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物11,475千円、機械及び装置9,499千円、土地1,799千円、その他557千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づき評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社　有　沢　製　作　所
　　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　島　　智　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　島　伸　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社有沢製作所の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社有沢製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社　有　沢　製　作　所
　　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　島　　智　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　島　伸　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社有沢製作所の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月25日

株式会社 有沢製作所　監査役会

常勤監査役　太　田　耕　治　㊞

社外監査役　齊　藤　明　雄　㊞

社外監査役　田　中　信　也　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当維持を基本としつつ、企業の体質強化及び将来の事業展開等を勘案して、期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金23円といたします。
　なお、この場合の配当総額は818,912,907円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役１名選任の件

取締役三輪卓氏が本定時株主総会終結の時をもって辞任されますのでその補欠として取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款第20条の規定により、他の在任取締役の任期の満了するまでとなります。

取締役候補者は次のとおりであり、平成28年５月26日現在の状況であります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※ 中島（なかじま）　理（おさむ） （昭和40年６月５日生）	平成元年４月　三井物産株式会社入社 平成23年５月　同社機能化学品本部　ｿｰﾗｰﾋﾞｼﾞﾈｽ事業部室長 平成25年４月　同社機能化学品本部　先端材料事業部室長 平成26年７月　同社基礎化学品本部　事業開発部室長 平成27年10月　当社入社　電子材料営業部統括 平成27年10月　当社執行役員　電子材料営業部担当（現在に至る）	218株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．所有する当社株式の数は平成28年３月31日現在の株主名簿によるものであります。
４．所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
５．中島理氏を取締役候補者とした理由は、三井物産株式会社及び当社の業務を通して培われた幅広い経験と見識を有しており、当社取締役に相応しいと判断したためであります。

第３号議案　監査役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであり、平成28年５月26日現在の状況であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	太田耕治（おおたこうじ） （昭和30年２月９日生）	昭和48年３月　当社入社 平成14年７月　当社総務部経理グループ　グループリーダー 平成16年７月　当社総務部統括 平成24年６月　当社常勤監査役（現在に至る）	1,921株
2	※ 宮下浩（みやしたひろし） （昭和32年２月８日生）	昭和55年４月　株式会社八十二銀行入行 平成14年６月　同銀行あづみ松川支店長 平成17年２月　同銀行池袋支店長 平成19年６月　同銀行リスク統括部長 平成21年６月　同銀行須坂エリア須坂支店長 平成22年６月　同銀行執行役員　須坂エリア須坂支店長 平成23年６月　同銀行常務執行役員　本店営業部長 平成26年６月　同銀行常勤監査役（現在に至る）	－株
3	田中信也（たなかのぶや） （昭和31年７月12日生）	昭和54年４月　株式会社第四銀行入行 平成12年６月　同銀行新潟中央市場支店長 平成15年２月　同銀行営業統括部副部長 平成17年６月　同銀行亀田支店長 平成20年４月　同銀行長岡支店長 平成21年12月　同銀行長岡営業部副部長 平成22年６月　同銀行執行役員　南新潟支店長 平成24年６月　同銀行執行役員　上越ブロック営業本部長兼高田営業部長兼本町出張所長 平成26年６月　同銀行常勤監査役（現在に至る） 平成26年６月　当社社外監査役（現在に至る）	－株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．所有する当社株式の数は平成28年３月31日現在の株主名簿によるものであります。
４．宮下　浩、田中信也の両氏は会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
５．当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役候補者である田中信也氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補者である宮下　浩氏につきましても選任後、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その責任限定契約の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度額とする。
・上記の責任限定契約が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い時に限るものとする。
６．監査役候補者として選任した理由は次のとおりであります。
① 太田耕治氏を監査役候補者とした理由は、当社の経理業務に長年従事し、財務・会計をはじめとする会社の管理に関する知見を有しており、当社の監査役として相応しい経験と能力を有していると判断したためであります。
② 宮下　浩氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は現在、株式会社八十二銀行の常勤監査役であり人格・見識が高く、会社役員としてその経験から経営の専門家としての経営のチェックとアドバイスをいただけると判断したためであります。なお、株式会社八十二銀行は当社の主要な取引銀行であります。
③ 田中信也氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は現在、株式会社第四銀行の常勤監査役であり人格・見識が高く、会社役員としてその経験から経営の専門家としての経営のチェックとアドバイスをいただけると判断したためであります。なお、株式会社第四銀行は当社の主要な取引銀行であります。また、同氏の当社監査役就任期間は本総会の終結の時を持って２年であります。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役は次のとおりであり、第３号議案の承認可決を条件として高島幸男氏は監査役太田耕治氏の補欠として、金子寿一氏は社外監査役宮下　浩、田中信也の両氏の補欠として選任するものであります。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、平成28年５月26日現在の状況であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	高島幸男（たかしまゆきお） （昭和24年10月30日生）	昭和47年３月　当社入社 平成８年７月　当社第一製造部統括 平成10年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 平成15年６月　当社常務執行役員 平成15年６月　アリサワファイバーグラス株式会社　代表取締役社長（現在に至る） 平成17年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役専務執行役員	53,887株
2	金子寿一（かねこじゅいち） （昭和24年10月24日生）	平成５年２月　本郷会計事務所（現辻・本郷税理士法人）入所 平成９年６月　税理士登録 平成13年11月　中央シーエスアカウンティング株式会社（現ＣＳアカウンティング株式会社）　取締役 平成17年12月　ＣＳアカウンティング株式会社　代表取締役社長（現在に至る） 平成24年１月　辻・本郷税理士法人上越支部所長（現在に至る）	－株

（注）１．金子寿一氏の所属する辻・本郷税理士法人に対して、税務顧問として顧問報酬を支払っております以外は、補欠監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．所有する当社株式の数は平成28年３月31日現在の株主名簿によるものであります。
３．金子寿一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として会計・法務に精通し、幅広く高度な識見と長年の豊富な経験により企業経営を統治する充分な識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
４．金子寿一氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、その責任限定契約の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項で定める最低責任限度額を限度額とする。
・上記の責任限定契約が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い時に限るものとする。

第５号議案　ストック・オプションとして、使用人等に新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社使用人等に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材確保のため、当社従業員及び顧問並びに当社の完全子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを目的としております。

２．新株予約権の内容

⑴　新株予約権の割当を受ける者

当社従業員及び顧問並びに当社の完全子会社の取締役及び従業員のうち、当社取締役会で承認された者とする。

⑵　発行する新株予約権の数

2,365個（新株予約権１個につき100株）を総数の上限とする。

⑶　新株予約権の目的となる株式の数

236,500株を総株数の上限とする。

⑷　新株予約権の払込金額またはその算定方法並びに払込の要否

無償とし、払込を要しない。

⑸　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権行使時に払込すべき金額は、新株予約権割当日において決定される１株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権割当日の終値及びその日に先立つ終値の存する６直近日（割当日に終値がない場合はこの日に先立つ終値の存する７直近日）の単純平均値に1.05を乗じた金額とし１円未満は切り上げるものとする。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（割当日に終値がない場合は直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、時価を下回る金額で新株式の発行（ストック・オプションの権利行使により新株式を発行する場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

⑹　新株予約権を行使することができる期間

平成30年７月１日から平成33年６月30日まで

⑺　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社取締役、顧問、従業員または当社子会社の取締役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。

②　権利の譲渡・質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

⑻　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑼　新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に付与義務を承継するときを除き、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

⑽　譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡する場合には取締役会の承認を要するものとする。

⑾　その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場のご案内

場所／新潟県上越市南本町一丁目５番５号
株式会社 有沢製作所 本社会議室
電話／０２５－５２４－５１２１（代表）



■交通のご案内

鉄道　北陸新幹線上越妙高駅よりタクシーで約５分
　　えちごトキめき鉄道南高田駅より徒歩約１３分

お車　北陸自動車道上越ＩＣより約１６分
　　上信越自動車道上越高田ＩＣより約７分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。